

移住・定住支援／住宅支援をご利用ください

三春町に住む・住みたい皆さんを応援します

応援 1～3 問 企画政策課 企画政策グループ ☎ 0247-62-1122 応援 4 問 建設課 建築グループ ☎ 0247-62-2113

応援 1 奨学金の返還を支援しています



町 HP

将来を担う若者の定住促進のため、町に定住して就業する方の奨学金返還を支援します。

対 町内に居住し、就業しながら奨学金の返還を行っている方

【主な対象条件】

- ▷ 町内に住民登録し継続して定住していること。
- ▷ 正規雇用により就業し勤務していること（公務員を除く）。
- ▷ 他の制度等による支援を受けていないこと。

▶ 助成金額

申請年度内に返還した奨学金額（最大：18万円／年）
※年度ごとに申請・交付
※交付額のうち15%は「みはるカード（協同組合みはるスタンプ会）」への電子マネー付与

▶ 対象期間 要件を満たした月から最大96か月分が対象
※年度を遡っての申請不可。

📅 10月31日（金）まで

応援 2 新婚・子育て世帯の家賃を支援しています



町 HP

町の活性化と定住人口の増加を目的として、町外から転入した新婚世帯および子育て世帯の方々が、賃貸住宅に入居する場合の家賃の一部を補助します。

対 令和7年3月1日から令和8年2月28日までに、町外から転入した新婚世帯・子育て世帯の方

※新婚世帯 婚姻届を提出してから1年以内のともに40歳未満の夫婦

※子育て世帯 父または母のいずれかが40歳未満で、中学3年生以下の子供と同居・養育している世帯

▶ 助成金額

家賃から住宅手当等を除いた額の30%（最大：月額2万円）

▶ 対象期間

最大24か月（月15日以上入居し、要件を満たした月から対象）

📅 令和8年3月31日（火）まで

【主な対象条件】

- ▷ 世帯全員が次の賃貸住宅に居住していること。
※民間アパート／民間マンション／民間一戸建て住宅／町定住促進住宅／一本松34団地3号棟
- ▷ 転入後2年以上三春町に居住すること。
- ▷ 生活保護法による保護を受けていないこと。

応援 3 新婚新生活を応援しています



町 HP

町内で結婚生活を始める新婚世帯の経済的負担の軽減のため、住居費などの一部を助成します。

対 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦

【主な対象条件】

- ▷ 婚姻日の年齢が夫婦共に39歳以下であること。
- ▷ 直近の所得証明書に基づく夫婦の合算所得額が500万円未満であること。
- ▷ 対象となる住居が三春町内にあり、申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。

▶ 助成金額

対象経費を合わせた額（上限：60万円 ※要件あり）

▶ 対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に支払った経費

▶ 対象経費（結婚を機とした次の経費）

▷ 新たな物件の購入または賃借費用
購入／建物の購入費のみ（土地購入代は対象外）
賃借／家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ（駐車場代は対象外）

▷ 新たな住宅リフォーム費用（外構や家電設置は対象外）

▷ 新たな住宅へ移転のための引越費用

📅 令和8年3月31日（火）まで